

令和6年度

社会福祉法人志木市社会福祉協議会
事業計画書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

社会福祉法人志木市社会福祉協議会

令和6年度事業計画

目次

1	事業の推進にあたって	1
2	事業の取組方針	2
3	組織別事業計画	
	<地域福祉課>	
	法人運営に要する経費	3
	地域福祉に要する経費	4
	法人後見事業に要する経費	
	基幹福祉相談センターに要する経費	6
	<長寿えがお課>	
	居宅介護支援事業に要する経費	7
	訪問介護事業に要する経費	8
	地域包括支援センターに要する経費	9
	<ふれあい交流課>	
	志木市総合福祉センターに要する経費	10
	宗岡第二公民館に要する経費	11
	志木市福祉センターに要する経費	12
	志木市第二福祉センターに要する経費	
	障がい者通所施設（生活介護）に要する経費	13
	障がい者通所施設（就労継続支援B型）に要する経費	
	地域活動支援センターに要する経費	14
	<こども未来課>	
	志木市児童センターに要する経費	15
	宗岡子育て支援センターに要する経費	
	放課後子ども教室・学童保育クラブに要する経費	16

1 事業の推進にあたって

近年、少子高齢化、核家族化が進む中、虐待や貧困、いじめ、ヤングケアラー、8050問題など地域が抱える課題やニーズが複雑化・多様化しています。さらに、長期にわたる新型コロナウイルス感染症が、経済活動や人と人との交流などに大きな制約をもたらし、住民の社会参加やボランティア活動、支え合い・見守りなどの地域活動にも大きな影響を与えております。特に、外出自粛などによる高齢者等の虚弱化の進行や社会的孤立などの生活課題に対応することが求められています。

このような中、本会では、令和2年4月からの5年間を計画期間とする志木市の「第4期志木市地域福祉計画」とともに策定した「第5次志木市地域福祉活動計画」に基づき、「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」に向けて、地域で支えあう仕組みづくりや包括的な相談支援体制の構築などに取り組んでまいりました。あわせて、地域が抱える課題やニーズを解決するための体制づくりや地域福祉活動の推進に努めてまいりました。令和6年度は、現行計画の最終年度となることから、各事業を点検し、時代の変化を見据えた事業が今後も展開できるよう、市、関係機関との連携や役割を確認し、次期計画を策定します。

令和6年度の事業運営については、本会の経営理念に掲げる「地域に根ざした総合的な支援体制の実現」に向かって、住民相互の助け合い、支え合いによる福祉のまちづくりを推進できるよう事業展開をするとともに、本会のPRに努め、運営基盤の強化・充実、財政基盤の安定、職員の資質の向上を図ります。

また、本会が事業運営する福祉サービスにおいて、自然災害、感染症の蔓延といった不測の事態が発生した場合でも、最低限の福祉サービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）を策定しています。令和6年度は、BCPを適切に実行できるよう、平時からの訓練や職員の意識の醸成に努めるとともに、福祉サービス利用者が災害時に安全に避難できるようにするための「個別避難計画」の作成支援を行います。

さらに大規模災害が発生した際には、災害ボランティアセンターの開設、市との協定に基づく福祉避難所2か所の運営協力など、緊急時に求められる役割は一層大きなものとなっていることから、市や関係機関、地域の団体と連携し非常時の体制強化に努めてまいります。

2 事業の取組方針

(1) 地域福祉活動

小地域を基盤とした福祉活動やボランティア活動を支援し、福祉コミュニティの形成を図るとともに公的制度を重層的に補完する各事業を見直し、地域で支える在宅福祉サービスの充実に努めます。

基幹福祉相談センターでは、総合相談窓口として、生活困窮、後見、障がいに関する相談支援をはじめ、ひきこもりやヤングケアラーなど新たな生活課題にも対応できるよう体制強化を図ります。

(2) 高齢者支援

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターでは、災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者が安全に避難できるよう、「個別避難計画」の作成支援を行います。

訪問介護事業所では、市から新たにヤングケアラー訪問支援事業を受託するなど、高齢者や障がい者を介護しているケアラーへの支援に加え、長寿えがお課全体として他機関との連携により、世帯全員まるごとを支援していく取り組みを行います。

(3) 地域福祉拠点

総合福祉センターでは、老朽化している設備などを確認し、市と連携して修繕計画を策定し整備を図ります。また、さまざまな訓練を実施し、緊急時にも円滑に対応できる体制を構築して、利用者が安心して利用できる施設運営を行います。

宗岡第二公民館では、公民館利用者の拡大を図るため、市内公民館施設と連携した事業を実施します。

福祉センター、第二福祉センターでは、日曜・祝日にもさまざまな事業を増やして、更なる利用の促進を図ります。

(4) 障がい者支援体制

障がい者通所施設では、利用者、保護者のほか、在宅福祉サービス関係者間で支援方針を共有して利用者一人ひとりに合わせたサービスを提供します。併せて、送迎車両を増台して、送迎利用者の拡大に対応してまいります。

地域活動支援センターでは、関係機関への事業周知を強化し、新規利用者を確保してまいります。

(5) 子ども支援

児童センター、宗岡子育て支援センターでは、利用者の声を生かした事業を実施し、新型コロナウイルス感染症により減少した利用者数の回復を目指します。また、新たな取り組みとして利用時間外である夜間の時間帯に、児童向け映画の上映と保護者と一緒に参加できる縁日等を一体的に実施します。

放課後子ども教室・学童保育クラブでは、さまざまな知識や経験を持つ地域住民に登録をしてもらう「市民先生バンク」を創設し、体験プログラムの更なる充実に努めます。また、町内会の協力を得て、効果的な広報活動を行ってまいります。

3 組織別事業計画

法人運営に要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

社会福祉法人志木市社会福祉協議会の事業全体の管理及び総合的・計画的な事業執行を行うための組織管理を行う部門として、各課間の連絡・調整を図り、適正な法人運営を推進する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 ショート動画の発信

全世代に対する社会福祉協議会の認知度向上を目的とした取組として、毎月、本会事業の「ショート動画」を作成し、SNS（X、Facebook、Instagram）上で配信する。

新 人事評価制度の実施

効果的な人材育成を推進するため、能力評価及び業績評価に基づく人事評価制度を実施し、職員のインセンティブを高めるとともに、実効性のある評価制度とするため、評価結果を職員の手当等に反映させる。

3 主要な施策

(1) 法人・役員活動

- ① 理事会の開催
- ② 評議員会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催

(2) 事務局活動

- ① 人事管理
- ② 財務管理

(3) 組織強化活動

- ① 会員の募集（地区委員会の開催）
- ② 福祉功労者表彰式典の開催
- ③ 職員研修の実施
- ④ 職員健康診断の実施

(4) 広報活動

- ① しき社協だよりの発行
- ② ホームページ、SNSによる情報発信

(5) 福祉サービスの適正運営

- ① 苦情への対応
- ② 第三者委員の設置及び第三者委員会の開催

地域福祉に要する経費

法人後見事業に要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

小地域を基盤とした福祉活動を支援することにより、福祉コミュニティの形成を図る。また、地域住民の福祉・障がい理解を進めるとともにボランティア活動への関心を高め、ボランティア・市民活動の育成、援助を行う。さらに、会員会費や共同募金配分金を有効活用し、公的制度を重層的に補完できるよう各事業の見直しを行い、地域で支える在宅福祉サービスを展開する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 第6次地域福祉活動計画の策定

志木市の第5期志木市地域福祉計画の策定に併せ、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画となる第6次地域福祉活動計画（令和7年度から令和11年度）を策定する。

重 生活困窮世帯支援事業における食品提供単価の増額

経済的に困窮している一人親世帯を支援する「生活困窮世帯支援事業」において、1世帯あたりの食品の提供単価を増額する。

新 ボランティア登録制度の新設

ボランティアの受入ニーズを掘り起こすため、ボランティア活動団体、社会福祉施設等に対して、受入ニーズの聞き取りを積極的に行い、あわせて、ボランティア登録制度を新設し、ボランティア活動登録者へ公式LINEを活用し、ボランティア情報を発信する。

新 権利擁護事業パンフレットの作成

権利擁護事業（日常生活自立支援事業及び法人後見事業）の普及啓発において、福祉関係者のみならず、利用希望者が事業の内容を適切に理解することができるように権利擁護事業パンフレットを新たに作成する。

3 主要な施策

(1) 地域福祉活動

- ① 生活支援体制整備事業（市委託）
- ② ふれあい健康交流会事業（市委託）
- ③ 家族介護者交流事業（市委託）
- ④ 小地域サロン活動の支援
- ⑤ 詐欺被害防止電話機等購入補助の実施

(2) ボランティア・市民活動センター

- ① ボランティア・市民活動センターの運営

- ・ボランティアに関する情報提供
 - ・ボランティア保険窓口業務
 - ・ボランティア関連講座（傾聴・音訳・点訳など）
 - ・手話奉仕員養成研修入門講習会・基礎講習会事業（市委託）
- ② 福祉教育の推進（小中学校との協働による福祉体験学習）
- ③ フードバンク事業（無償の食品提供、物品を募るフードドライブ事業）
- (3) 在宅福祉活動
- ① たんぽぽ生活応援隊（地域住民による家事援助などの生活応援活動）
 - ② 福祉機材の貸出
 - ③ 福祉車両利用料補助金交付事業
 - ④ 災害見舞金支給事業
- (4) 共同募金配分金事業
- ① 地域福祉活動助成の実施
小地域活動を活発にするため、町内会の福祉活動や地域福祉事業への助成をはじめ、ボランティア・市民活動や福祉関係団体の行う地域福祉活動に対し助成する。
 - ② 介護用品購入支援事業
介護保険制度など、公的サービスの対象とならない介護用品を低額で購入できるよう支援することにより、在宅で日常的に介護をしている世帯の負担軽減を図る。
 - ③ 地域でつながる子育て応援事業
地域で安心して子育てができるよう子育て世帯に対し、子育て応援用品を配布する。
 - ④ 生活困窮世帯支援事業
経済的に困窮しているひとり親世帯に対して、食品提供を行う。
- (5) 福祉サービス利用援助事業
障がいや疾病などにより判断能力が低下し、一人で生活していくことに不安のある人を対象に、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス契約の代行・代理、郵便物の整理・確認、日常的な金銭管理、重要書類の管理などにより生活を支援する福祉サービス利用援助事業を行う。
- (6) 法人後見事業
判断能力が十分でなく、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の選任により生活の安定を図る必要のある高齢者、知的・精神障がい者等に対し、法人として成年後見業務（法人後見、後見監督）を受任し、継続的に財産管理や身上保護を行うことにより被後見人等を支援する。
- (7) 生活福祉資金貸付事業
埼玉県社会福祉協議会からの受託事業として、低所得者、高齢者、障がい者や離職者等の生活を経済的に支えるとともに、在宅生活の改善や社会参加の促進を図るため、資金の貸付と必要な相談支援を行う。

基幹福祉相談センターに要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

基幹福祉相談センター（生活相談センター、後見ネットワークセンター、障がい者基幹相談支援センター）業務を受託し、生活困窮者、障がい者、高齢者及び子どもの自立支援など各制度・分野にわたる複合的な生活課題に対応するために専門的な相談支援を行うとともに基幹となる役割を担い、関係支援機関等と連携を図る。

2 重点事業 (重)

重 総合相談窓口としての相談支援、関係機関との連携

総合相談窓口として、各センターの相談に対応できるよう、生活困窮、後見、障がいに関することをはじめ、ひきこもりやヤングケアラーなどの新たな課題に対する相談支援を行うため、幅広い知識を相談員が取得できるようにする。

生活相談センターにおいては、長期離職者やひきこもり状態にある等、困窮の背景に複雑な事情を抱える市民を支援につなげ、生活困窮課題の解決に向けて本人が意欲的に取り組めるよう、きめ細かい支援を行う。

後見ネットワークセンターにおいては、成年後見制度やセンターの普及啓発を行うほか、後見人、親族、福祉専門職や市民からの相談に対応し、制度の利用促進につなげる。

障がい者基幹相談支援センターにおいては、障がい福祉サービス事業所職員向け研修等を通して、福祉の人材育成と顔の見える関係づくりを目指し、障がいのある方を支えるための地域支援体制の基礎を構築する。

3 主要な施策

(1) 生活相談センター業務

- ① 自立相談支援事業
- ② 住居確保給付金支援事業
- ③ 家計改善支援事業
- ④ 就労準備支援事業

(2) 後見ネットワークセンター業務

- ① 成年後見制度等の普及啓発及び利用支援
- ② 市民後見人の育成

(3) 障がい者基幹相談支援センター業務

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援体制の強化
- ③ 地域移行・地域定着の促進
- ④ 虐待防止と理解促進
- ⑤ 差別防止の取組
- ⑥ 地域自立支援協議会の運営

居宅介護支援事業に要する経費

(長寿えがお課)

1 事業の概要

介護保険法及び障害者総合支援法における指定居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所として、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護・要支援・事業対象者認定を受けた人や障がい者のケアプランを作成し、あわせて、介護者である家族の相談、情報提供、見守り等の支援を行う。

また、地域に密着したサービス提供ができるよう、関係各所との情報収集・情報交換を積極的に行い、連携強化を図りながら、要介護者・障がい者の在宅生活を支援する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 重層的支援の視点による支援

権利擁護や生活困窮、在宅介護を担うケアラーに対し、行政や地域包括支援センター、基幹福祉相談センター等、重層的支援の視点を持ち連携の強化を図る。

新 個別避難計画の作成支援

災害時に高齢者や障がい者が安全な避難ができるよう、現実的な想定を基に個別避難計画の作成支援を行う。

3 主要な施策

- (1) 居宅介護支援事業所の運営
 - ① 主任介護支援専門員・介護支援専門員の配置
 - ② 相談支援専門員の配置
- (2) 会議・研修の実施
 - ① 介護支援専門員資格更新研修
 - ② 事例検討会
 - ③ 指導者研修
 - ④ 介護支援専門員実習生の受け入れ
- (3) 要介護認定調査の実施
- (4) 感染対策委員会の設置
- (5) 高齢者虐待防止委員会の設置

訪問介護事業に要する経費

(長寿えがお課)

1 事業の概要

指定訪問介護事業所、指定居宅サービス事業所及び志木市委託事業所として、さまざまな制度に基づくサービスの提供を行い、利用者の心身の状況を踏まえて、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう自立へ向けた支援を行う。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 専門研修の実施

質の高いサービスが提供できるよう、認知症や精神疾患への対応などの専門性に特化した講師による動画研修を視聴する。

新 ヤングケアラー訪問支援事業の実施

ヤングケアラーの家庭において、ヤングケアラーの負担軽減を目的とした訪問支援を行う。

3 主要な施策

(1) 訪問介護事業所の運営

① 高齢者支援（指定訪問事業）

- ・訪問介護

② 障がい者支援（指定居宅サービス事業）

- ・居宅介護

- ・同行援護

- ・移動支援

③ 子育て支援（市委託事業）

- ・養育支援訪問事業

- ・育児サポート事業

- ・ヤングケアラー訪問支援事業

(2) 制度対象外サービスの提供

地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）に要する経費

（長寿えがお課）

1 事業の概要

市からの委託により、柏町及び館・幸町地区の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、相談を受け、高齢者を見守り、心身の状態に併せた支援を行う。また「地域包括ケア」の中核機関として、必要な総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどを実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 関係団体との情報共有の強化（館・幸町）

館地区は高齢化率48%を超え、要介護認定率についても12%と上昇傾向にある。そのため、住宅環境など団地特有の問題や認知症、8050問題、閉じこもり、生活困窮などの課題を有し、重複化している事例が増加していることから、より一層関係団体との情報共有を強化し、地域で孤立させない体制を構築する。

新 「誰でも気軽に介護予防！」の開催（柏の杜）

令和6年度からふれあい号及び柏町内の民間バスが廃止されることに伴い、高齢者の外出環境が大きく変化することが予想されることを踏まえて、柏町地区の介護予防の拠点である第二福祉センターや柏の杜へ、元気なうちから気軽に来所できる機会を増やし、自主的かつ気軽に介護予防に取り組めるイベント「誰でも気軽に介護予防！」を開催する。

3 主要な施策

(1) 地域包括支援センターの運営（柏の杜、館・幸町）

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
 - ・高齢者虐待の防止
 - ・消費者被害の予防対策
 - ・成年後見制度活用支援
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④ 第1号介護予防支援業務
- ⑤ 包括的支援事業の取組
 - ・在宅医療介護連携推進事業
 - ・自立支援型地域ケア会議
 - ・認知症総合支援事業
 - ・生活支援体制整備構築事業

(2) 市受託事業の実施

- ・認知症施策
- ・高齢者元気づくり事業

(3) 指定介護予防支援事業所の運営

志木市総合福祉センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

指定管理者として、住み良い地域社会の形成と福祉の増進を図るため、誰もが安心して利用できる地域福祉拠点施設の管理運営を行うとともに、複合施設の利点を活かし、関係機関や団体と連携した事業を実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 修繕計画の策定

志木市総合福祉センターは、竣工から40年が経過し、建物、電気・空調・消防・給排水などの各種設備に関する更新が必要となってきた。このため、更新時期や更新内容を明確にした施設管理台帳を作成するとともに、市と相談をしながら工事等の優先順位をつけるなど、中長期の修繕計画を策定し、整備にあたる。

新 不審者等対策訓練の実施

各種点検や定期清掃、訓練等を計画的に実施するほか、消防訓練は、土・日・祝日・夜間など、それぞれの人員体制に応じた内容を実施する。さらに、不審者対策としての訓練を新たに実施する。

3 主要な施策

(1) 総合福祉センターの管理運営（施設利用4部屋）

(2) 自主事業の実施

- ① 総合福祉センターまつり
- ② 多世代交流事業
- ③ 普通救命講習会
- ④ 映画会（大人向け・児童向け）
- ⑤ 地域福祉支援事業
 - ・印刷機
 - ・コピーサービス
 - ・大判コピーサービス
 - ・利用者の会等サークル活動支援・相談

宗岡第二公民館に要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

指定管理者として、住民の教養の向上をはじめ、健康を増進し、生活文化の振興、社会福祉の増進を図るため、利用者の誰もが安心して利用できるよう施設管理を行うとともに、関係機関や団体と連携して各種事業を実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 来室者アンケートの実施

図書室の満足度やニーズ調査を目的に来室者にアンケートを実施し、実現可能なアイデアを導入する。

新 3館合同リレー講座の実施

いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館の3館で「ヨガ」をテーマに周知等を協力するリレー方式の講座を実施し、公民館を知ってもらおう機会づくりを行う。

3 主要な施策

(1) 宗岡第二公民館の管理運営（施設利用10部屋）

(2) 公民館事業の実施

- ① 高齢者事業（寿大学）
- ② ICT学習支援事業（スマホ講座）
- ③ 一般成人事業（生活講座、趣味講座など）
- ④ 家庭教育・子育て支援事業（おもちゃクリニック、夏休み宿題お助け教室、書初め練習会など）
- ⑤ 青少年事業（中学生勉強会）
- ⑥ 地域福祉事業（みんなの木あそび、写真教室）
- ⑦ 地域連携事業（子ども会との共催事業）
- ⑧ サークル支援事業
- ⑨ 館内共催事業（総合福祉センターまつり、多世代交流事業など）

(3) 図書室運営・関連事業の実施

- ① 赤ちゃんのよみきかせ
- ② 未就学児図書室利用促進事業
- ③ 本のお楽しみ福袋
- ④ 読書ビンゴ
- ⑤ リサイクル図書無料配布会

志木市福祉センターに要する経費

志木市第二福祉センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、高齢者福祉推進の拠点として、介護予防推進事業やレクリエーションの実施など、各種事業を展開するとともに、高齢者の憩いの場所として、快適に過ごせる施設運営を行う。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 日曜・祝日の利用促進

日曜日や祝日の利用を促進するため、志木市福祉センターにおいては、「脳体操」「折り紙」「映画」「ボードゲーム」を、志木市第二福祉センターにおいては、「ろっ骨体操・カキラ」を実施する。

また、福祉センター間で情報共有を図りながら、休日の事業実施に関する評価・分析などを行い、利用促進を図る。

重 入浴施設における衛生管理の徹底

利用者に入浴施設を安心して利用いただくため、衛生等管理マニュアルをよりわかりやすく見直し、清掃箇所の漏れがないよう、清掃・消毒マニュアルを新たに作成して職員等間の情報を共有することにより、設備、水質の衛生管理を徹底する。

新 「スマホセミナー」の開催

令和5年度にスタートした「スマホちょこっと相談」をもとに、相談の多かった内容への支援を充実するため、専門講師による「スマホセミナー」を開催する。

3 主要な施策

(1) 福祉センター、第二福祉センターの管理運営

(2) 自主事業の実施

① 介護予防事業

- ・筋力トレーニング
- ・転倒予防体操
- ・脳トレ講座など

② 教室事業（書道、民謡、大人のぬり絵、健康体操、ダンス、声のトレーニングなど）

③ イベント事業（音楽鑑賞、楽器演奏会、総合福祉センターまつり、介護予防まつりなど）

④ サークル活動の支援

⑤ 志木市老人クラブ連合会事務局（志木市福祉センター）

⑥ 市営城山住宅の見回り安否確認（志木市第二福祉センター）

⑦ 浴室の利用（志木市第二福祉センター）

障がい者通所施設(生活介護)に要する経費

障がい者通所施設(就労継続支援B型)に要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

障害者総合支援制度に基づき、利用者の自立した日常生活又は社会生活や継続的な就労活動ができるよう、利用者の意向、適性、障がいの特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、利用者に対して適切かつ効果的な障がい福祉サービスを実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 利用者一人ひとりに合わせたサービスの提供

利用者・保護者、職員と関係機関間で支援方針を共有するほか、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら支援を行うピアサポーターとなる職業指導員と協働し、利用者の不安や悩みに寄り添った支援を行う。

新 送迎利用者拡大への対応

市内循環バスふれあい号の廃止による送迎利用者の拡大に伴い、送迎車両を増車し、合計5台による新たな送迎体制を構築する。

3 主要な施策

- (1) 生産活動、就労事業活動の実施
- (2) 生活介護事業、就労継続支援B型事業の運営

① 事業所の運営

- ・リーダー会議
- ・常勤職員全体会議
- ・部門ごとの職員会議
- ・ケース会議
- ・各種研修の実施・参加
- ・虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会
- ・感染対策委員会

② 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

- ・スポーツレクリエーション、リハビリ体操
- ・療育音楽
- ・大正琴
- ・絵画教室
- ・市内外イベント等参加
- ・料理ボランティアとの交流会

地域活動支援センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

障がい者等の意思及び人格を尊重し、地域において自立した生活を営むことができるよう、障がい者等の声をもとにした創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流を促進する事業を実施する。

2 重点事業 (重)

重 サークル活動の発展

参加者同士がコミュニケーションを図る場を確保するとともに、サークル活動の成果を総合福祉センターまつりなどで発表することにより、参加者のやりがいを高めていく。

重 新規利用者の確保

教室事業や機能回復訓練事業などについて、相談支援事業所への事業周知を強化し、新規利用者を確保していく。

3 主要な施策

(1) 地域活動支援センターの管理運営

(2) 自主事業及び受託事業の実施

① 教室事業

- ・料理教室
- ・陶芸教室
- ・生花教室
- ・体操教室
- ・みんなの木あそび (宗岡第二公民館共催事業)
- ・写真教室 (宗岡第二公民館共催事業)
- ・サークル活動 (6グループ)

② 機能回復訓練事業 (市委託)

③ 社会適応・生活訓練 (青年学級)

志木市児童センターに要する経費

宗岡子育て支援センターに要する経費

(こども未来課)

1 事業の概要

志木市児童センターにおいては、児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにする児童福祉法の規定に基づく目的を達成するための事業を展開する。

宗岡子育て支援センターにおいては、子育て家庭の保護者、乳幼児等に対する支援を行うため、子育て親子の交流の場の提供と交流促進を中心とした事業を展開する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 減少した利用者数の回復

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復を目指し、両センターのPR動画を作成し、総合福祉センターで上映するなど広報活動の充実を図る。

児童センターにおいては、高等学校の部活動へ「卓球体験」「壁面装飾」の事業協力を依頼し、また、異年齢の交流を図る「ボードゲーム大会」を実施する。

新 「夜のえいが会」の開催

施設の特長である広いテラスを利用し、利用時間外である夜間の時間帯において、児童向け映画会と保護者と一緒に参加できる縁日として、児童センターと子育て支援センターが一体となって行うイベントを開催する。

3 主要な施策

(1) 児童センター及び宗岡子育て支援センターの運営

(2) 自主事業の実施

【志木市児童センター】

① 施設開放

② 未就学児対象事業（なかよしランド、児セビクス他） 5事業

③ 小学生以上対象事業（かがくあそび、クッキング他） 27事業

④ 地域育成事業（こどもマルシェ、サマーコンサート他） 7事業

⑤ 相談事業（子育て相談、こども相談） 2事業

【宗岡子育て支援センター】

① あそびの広場

② 子育て親子交流事業（身体測定、ふんすいタイム他） 9事業

③ 子育て支援事業（親子講座、おとうさんとあそぼう他） 13事業

④ 地域育成事業（子育て講演会、プチぼけっとクラブ他） 7事業

⑤ 相談事業（子育て相談、専門相談） 2事業

放課後子ども教室・学童保育クラブに要する経費

(こども未来課)

1 事業の概要

市からの委託により、宗岡地区4小学校の全児童を対象に、安心・安全に過ごすことができる放課後の居場所として、学校内や学童保育専用施設で学習を支援するほか、遊び、スポーツ、文化活動等を体験・交流するプログラムを行う「放課後志木っ子タイム事業（全児童を対象とする『放課後子ども教室』と就労家庭等の児童を対象とする『学童保育クラブ』を一体的に運営する事業）」を実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 「放課後志木っ子タイムこどもプロジェクト」の実施

児童の主体性や社会性を育むことを目的とした企画（放課後志木っ子タイムこどもプロジェクト）として、放課後志木っ子タイムフェス、宗岡地区4施設オンライン交流会、福祉施設等との交流など、さまざまな交流活動を実施し、児童の経験や学びを深める。

重 体験プログラムの充実

さまざまな知識や経験をもつ地域住民に、放課後志木っ子タイムにおける体験プログラム講師として「市民先生バンク」の登録を呼びかけ、地域ぐるみの学びと交流の機会を設け、体験プログラムの更なる充実を図る。

新 回覧板を活用した事業周知

効果的に広報活動を行うため、宗岡地区町内会に放課後志木っ子タイム通信の回覧などを依頼し、地域住民にも児童の様子が確実に行き届くよう、事業内容の紹介を行う。

3 主要な施策

- (1) 宗岡地区放課後志木っ子タイムの運営
 - ・保護者会の開催
 - ・利用満足度アンケートの実施
 - ・放課後子ども教室見守りスタッフ
 - ・防犯パトロール「ちいパト隊」
- (2) 学童保育（放課後児童健全育成事業）の実施
- (3) 放課後志木っ子タイム事業の実施
 - ・地域人材等活用事業（個人年36回、団体年20回）
 - ・放課後学習教室（年30回）
 - ・学習アドバイザーによる自主学習支援（年27回）
 - ・4施設オンライン交流会
 - ・放課後志木っ子タイムフェス（県民の日開催）
 - ・放課後志木っ子タイム運営委員会
- (4) 災害時対応
- (5) 広報活動